

第 3 1 号 議案

東京都台東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、保険料率を改定する等のため提出します。

東京都台東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都台東区国民健康保険条例（昭和34年11月台東区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の6.45」を「100分の6.86」に改め、同条第2号中「3万3,900円」を「3万5,400円」に改める。

第15条の8中「52万円」を「54万円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の1.98」を「100分の2.02」に改める。

第15条の16中「17万円」を「19万円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.57」を「100分の1.49」に、「100分の51」を「100分の50」に改め、同条第2号中「100分の49」を「100分の50」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第1号イ中「2万3,730円」を「2万4,780円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同号イ中「1万6,950円」を「1万7,700円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改め、同号イ中「6,780円」を「7,080円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都台東区国民健康保険条例の規定は、平成28年度分からの保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。